

特集2

アーバンデザインの課題

アーバンデザインとは何か

岩崎駿介〈企画調整局副主幹〉

我々は都市に生れ都市に生活し、そして今後、死ぬまで都市の生活からのがれることはできない。我々が都市生活を送るに至った現在までのゆえんは、皆一人一人異なる。多くの人達は、皆最近その街に来たのであって、これから長く続くであろう、その街での生活、あるいは街を造りあげてゆく過程に参加したばかりである。しかしながら時にふれ、住む場所を変えてみても、我々は都市での生活からのがれることは、ほぼできない。市民一人一人にとって、都市での生活はたとえ始まったばかりだとはいえ、当然、仮の住いなどではなく周辺をしっかりとみすえて、住みよくすまえるように、日々の努力を重さねてゆかねばならない。

のがれられない都市生活の中で、あるいはのがれられない都市生活であるが故に、住み良い条件を作ってゆくこと、これがまずアーバンデザインの基本的目標である。ほんものの創意と工夫によって、他の街にない、その街の特色を生みだし、ゆずり渡すことのできないその町の資産として、毎日の生活を豊かにしてくれるもの。このことをいかに作りだしてゆかがアーバンデザインの課題なのである。

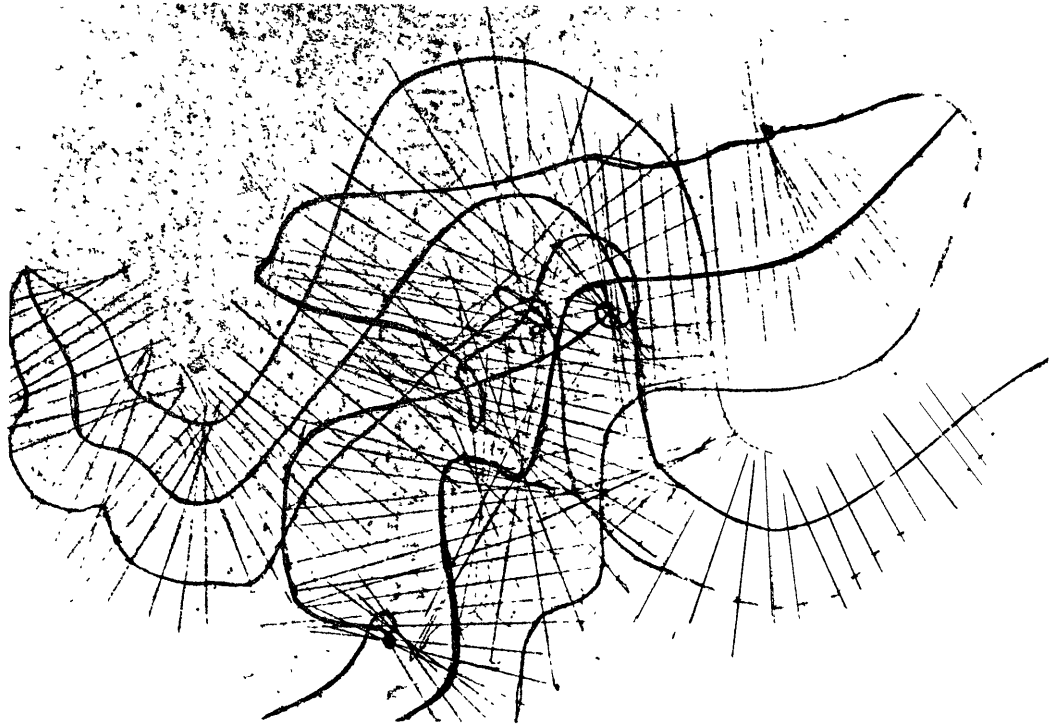
1——アーバンデザインとは何か——その定義への試み

まず最初に、アーバンデザインの感覚的定義を試みたが、この章における私の任務分担は、アーバンデザインの定義とその内容、およびその実行にあたっての問題点を論ずることにある。

アーバンデザインとは、もとより英語の Urban Design をさしているが、Urban の語は同じ都市でも City に比べて我々になじみがうすい。City が都市の物理的実体を意味するのにくらべ Urban とはより社会的意味を重視し、“都会”といった訳語が最も適切であろう。OXFORD DICTIONA

目次

- 1——アーバンデザインとは何か
- 2——アーバンデザインの原則とその視点
- 3——横浜市での具体的取組み事例
- 4——アーバンデザイン遂行にあたっての問題点
- 5——今後の問題



RY によれば, Urban とは, 「Living in a City or Town (都市や町に住むこと)」とある。従って“田園の”, “いなかの”を意味する RURAL に対置し, 時により都会の, 都会風のといった意味から発展して“みやびやか”(雅やか——上品とか優美)を意味する場合もある。

Urban Design とほぼ同じ意味で Civic Design の語が使われる場合があるが, Urban Design が最も定着的に使われているのは, アメリカにおいてである。Urban Design が新しい学問的領域として認識され, その専門の学科を設けているアメリカの大学は10以上を数えている。その中でも早期に開始されたハーバード大学を例にとれば, 1961年(昭和36年)はじめてアーバンデザイン学科の卒業生をだして以来昨年までの14年間に260名の専門家を養成してきた。ハーバード大学の入学案内によればその目的を以下のように記している。「急激な都市化によって, 都市計画とデザインの問題を統合し大規模なデザイン課題にとり組める人間が要請されてきている。アーバンデザイ

ンの職能は決して新しいものではないが, 環境構築に関する総合的理解の上でデザイン問題に取り組める人々を養成する必要がある。従って Urban Design 学科は, 都市計画, 建築および景観計画(Landscape Architecture)等の一芸に秀いというより, むしろ, これら関連学科の内容はもとより経済学, 社会学, 行政学, あるいは地理や工学を専門とする人々と十分な協力関係にたつて, 都市の物的な環境に関するデザインの統合がはかれる人を育成することを目的としている」

このアーバンデザインに関する定義においてはアーバンデザインが総合的調整の上に立って, 最終的形態にまとめあげてゆく技術であることは分かるが十分でない。

フィラデルフィアの都市計画行政で有名な, エドモンド・ベーコンは, 彼の著書「都市のデザイン——Design of Cities」でポール・クレーの暗示的絵画を引用して, 錯綜した現代都市においては, 個々の自立的運動を認めながらも, 統一したデザインの原則を保つべきだとして, 「一見複雑

にみえるこの絵（前頁の図ポール・クレー）も単純な三つの規則によってえがかれている。即ち、右から左へおよび右上から左下に曲りくねって走る他よりも若干太い2本の線を軸に、これと直角に交って連なるたくさんの細い線、さらに2本の基本軸線とほぼ平行に走って細い線の影響の範囲を限定している外郭線の三つからなりたっている。この場合、基本軸となる2本の線は基本的なデザイン・ストラクチャーであって、公共的な部分になっている。外側の輪郭線と放射状の細い線は、公共部分に律せられてはいるが、個々に自由にのびた、非公共的部分である。アーバンデザイン（またはCivic Design）とは、このような総体を律するデザイン・ストラクチャー（デザインの原則）を、市民との協同作業の中で見つけ出してゆくことである」と論じている。

1957年、アメリカの建築家協会（A I A）は、アーバンデザイン委員会なるものを構成し、8年近くの検討期間を経て、1965年、「アーバンデザイン——都市と町の建築」として、その必要性をうたっている。その中で『歴史上あらゆる社会は、その環境を人が住まうように形づくるという問題に直面してきた。ある地域においては、この環境構築の仕事に的確な対処をし、芸術として評価しえるほどの、すぐれた仕事をしている。また社会機構が複雑化する以前の段階では、住み良く楽しい村や町を作りだした地方はたくさんある。しかしながら、アメリカにおいては、現代の複雑な社会構造に対処するため、建築、ランドスケープアーキテクチャー、都市計画など、分化された（学問的）領域を生みだしてきた。これは、「環境を人が住まうよう形づくる」という総体的仕事に対して、ヨーロッパの諸国において、ウルバニズム（Urbanisme, フランス）、シュタトバウクンスト（Stadtbaukunst, ドイツ）、ウルバニスティカ（Urbanistica, イタリア）という総体的認識

を發展してきたのにくらべると、非常に不幸なことである。したがって環境構築に対する細分化された三つのアプローチ、すなわち都市計画、ランドスケープアーキ、建築の分野にここで新たに「アーバンデザイン」の概念をつけくわえ、これを發展させるだけでなく、終局においては、「環境を形づくる」という本質的、総合的概念としてアーバンデザインを理解すべきである』としている。従って、この書物の中には、アーバンデザインの対象を、①国家的、地域的スケールでのアーバンデザイン、②大都市圏域でのアーバンデザイン、③都市のスケールでのアーバンデザインの三つに区分し、その進め方について記述している。

これらのアーバンデザインに関する定義的位置づけの試みと平行して、1970年代に入ってから、アメリカの各自治体で取りくんで来たアーバンデザインの成果を世に問うている。その中で1974年ニューヨークの実践的成果をもとに、「都市行政としてのアーバンデザイン——Urban Design as Public Policy」が著わされた。この中では、企業と公共利益、近隣住区計画、都市資産の保存など、8章にわたって、ニューヨーク市が主として、行政指導の手段によって、いかにデザイン的競合もしくは調整に努力しているかを、こまかい具体例によって示している。そして最後に、「新しい職業——アーバンデザイン」という章を設け、「自治体行政の中でのアーバンデザイン」をどう位置づけるかについて腐心している。少し長いが、この章の一部を引用させていただく。

「アーバンデザイナーと都市計画家はどこが違うか、あるいはアーバンデザイナーと建築家はどう異なるのかニューヨークにおいては、これらの質問に明確な回答をせまられた。なぜなら新しい行政部門を作るについて、市従業員組合と、市の人事担当責任者が、新しいアーバンデザインの業務も地方公務員法に適合したものであると同時に、その専任者を選ぶについての試験方法を提示するよう要求したからである。

都市計画家は主として予測される将来の需要に従い、人的資源を含めてあらゆる資源を適切に配分することに従事しているように思われる。一般予算の中での資金配分は、一連の計画決定の作業であり、これは市民要求に対する選択、決断を意味している。例えば、ある地区に新しい学校を建設することは、他地区に学校を建ててほしいという要求に対して、十分説得力のある平等または均衡性を保っていなければならない。一方建築家は、建物を設計する。建物、例えば同じように学校を例にとれば、これが法的基準に適合して建設できうように、契約図面まで含めて、形態的内容について責任をもつことである。

しかしながら、これら二つの専門領域の間にある必然的領域が存在する。都市計画の分野においても建築家の領域においても、その中間領域に対して何らかの要求を持っているが、いまだ十分に充足されていない。都市計画家は資源配分の問題として、用途地域指定を行い、新しい開発区域においては明確な機能区分の目的で敷地割等を行うが、彼等は将来そこに立地する建物の空間的特質や、その建物が必要とする環境的質の問題に対しては十分な配慮をはらっていない。従ってその結果用途地域性や建築基準法に適合はしているものの、規格化された無味乾燥な建物が出現する。

地域指定計画も、もし誰か、要求されている機能の三次元的空間特質について深く理解しているものがあればより明確に指定しえるであろう。

一方建築家も、もし彼が設計しようとしている建物の周辺に対して発言しえるならば、もっと良い建築を設計できるであろう。しかし、建築家は施主から要求された事柄以外、何の権限も有していない。

したがって、同じデザインすることでも、誰か都市のデザインについて、考えてゆく人間が必要なのである」

以上、長文の引用になってしまったが、現実の都市行政の中でアーバンデザイナーがいかに必要であるかに苦心しているさまが興味深い。この本においては、最後に、「アーバンデザインとは、いってみれば、未だ予言的仕事のようなもので、市民がまだ明確に要求してはいない事柄に、先駆的に答を出し、実行していくことである」として

いる。

このニューヨークの事例よりさらに、1971年、サンフランシスコにおいて、総合計画の一部として、「アーバンデザイン・プラン——The Urban Design Plan for The Comprehensive Plan of San Francisco, 1971」なるものをその市民に問うている。この中でアーバンデザインとは市民がより良い環境に住みたいと要求している中で、視覚的あるいは感覚的問題に対して解答を与えてゆくことであり、良いアーバンデザインとは、都市全域やそれぞれの区域に明確な特徴を与え、これが市民の守るべき資産として評価されるものを作りだす。したがって、アーバンデザインは常に、保全と開発の的確なバランスを保ち、そのどちらも無視して仕事を進めることはできない、として、何がサンフランシスコの中で守るべき資産なのかを、市民集会の中で検討しつつ明らかにしようとしている。

アーバンデザインの定義を明確にするため、外国の文献を紹介してきたが、これらの内容から要約できることは、アーバンデザインとは、「都市環境をより住み良いものにするため、都市または地区の形態的秩序を明らかにすることである」ということができるであろう。これらアーバンデザインの仕事は、日本においても、その伝統をみることが出来る。その中で比較的その内容をよくまとめているのは、『日本の都市空間—1968年彰国社』と『現代の都市デザイン—1969年彰国社』であるが、その中で城下町、寺院、また農村、漁村の街造りにおいて、どのようなデザイン原則がもちいられていたかを事例豊富に論じている。しかしながら、それらはすべて、日本の近代化以前の事例であり、今日の機械化された都市にそのまま適用することはできない。これらの事例は今日でも数多くの教訓を含んでいるとはいえ、現代の都市づくり、街造りに必要なデザイン原則をみつけ

てゆくには、基本的に市民社会での合意によって成立することを前提にしなければならない。日本の近代化以前においては、城下町でその典型をみるように、都市の構成がその社会構成を如実に表わし、幕府や大名を中心にそえ、ピラミッド型に各集団を配する方法は、現代の都市づくり原理と決定的に異なっている。それ故、近代化以後の日本において、アーバンデザインの蓄積は、外国の例を部分的に引き移すだけで、きわめて不十分である。

とくに戦後の急激な都市化の中では、用(機能)をもって美(造型)を殺す政策がとられて来た。

そのような中でも、最近に至り、各自治体で、「景観計画」「美観(地区)」等の言葉で、いわばアーバンデザインの視点を位置づけようと活発に動きだしている。現在、都市計画第8条にもとづく「美観地区」を指定する都市は、沼津市、倉敷市など1,2を数えるだけであるが、条例や要綱の形で、地域保存等に取りくんでいる地域は少なくとも10都市を数えている。横浜市において、昭和47年「山手地区景観風致保全要綱」を定め、港の見える丘公園等、公共の場所からの景観を保全するため、建物の高さ制限を行っているのもその一つに上げることができる。

2 アーバンデザインの原則とその視点

アーバンデザインとは何であるかを、定義づける試みとして、その背景や流れを前章においても明らかにしてきた。その結果、アーバンデザインを広義に解釈すれば、アメリカ建築家協会の定義にみるように、「都市環境を形づくる」仕事として位置づけることができ、狭義に解釈すれば、アーバンデザインとは、都市計画や建築と平行して都市環境を構築する一側面として、とりわけその形態的秩序の問題について、提言してゆく部門で

あるということができるのである。

しかしながら、広義、狭義いずれに解釈しようと、アーバンデザインの遂行にあたっては、三つの事柄を不可欠の要件としている。その一つはポール・クレーの絵でも引用説明された、都市や地区に関する具体的なデザイン原則をみつけだしてゆくこと。二番目は、そのデザイン原則が市民的合意にもとづくものであること。為政者やスーパー・デザイナーの独善的意向にもとづくものでなく、くりかえすようであるが、市民の守るべき資産として、広く認識されている内容であることが必要である。三番目は、従って当然、総合的調整を不可欠の要件としていることである。道路、河川、公園等、別個に建設されている都市施設間で適切な調整をはかって、一つの統一した地域イメージを作ってゆくことはもとより、これら公的施設と個人または私企業等による個別建築物が一定のルールにおいて、豊富な形態的内容を作ってゆくことが必要である。

これら三つのうち、もっとも一般に理解しにくいのが、デザイン原則の問題である。これは人間の居住空間として、安全で気持ち良い形態を要求された機能や、その地域に応じて判定し最終的に連続し統一した都市空間へと結びつけてゆく、形態上の原理あるいは原則をいっている。単純にいえば、我々の今までの生活の中で、古い城下町や、海ぞいの小さな町などで経験した、一つ一つの家はそれぞれの表情をもっているが、全体としてはっきりうったえかけて来るものがある。このような街は単純な段階であるとしても、一つのデザイン原則が裏にかくされているのである。

このデザイン原則の問題は、その対象とする区域や、その種類によって、非常に広範なものになり、例えば、車道と歩道の関係のみでも千差万別の方法が考えられ、その詳細については、後述する横浜市の事例や、この特集の他論文を参照され

たい。

したがって、ここではその技術的内容にふれるよりも、現在の都市行政や諸計画の中で一般に見落されているアーバンデザインの基本的視点といったものにふれておきたい。逆にいえばこれらの基本的視点をふまえることによって、おのずと先のデザイン原則をみつけ出してゆくことができるであろう。それは大略して以下の5点である。

(1) **歩く。歩道の擁護** 現在、人は車に圧迫されている。人が安心して、堂々と歩けること。人が自宅の戸口を出て、歩行圏内、目的地まで、車におびやかされず、また無理な歩行をしいられることなく、気持ちよく歩けることは、都市生活を豊かにする上で基本的要件である。

(2) **公園、緑地** 遊戯施設としての公園等を量的にふやすことも必要であるが、それがネット・ワークとして歩くリズムと一致して体系化されていること。住宅、工場、商店等の活動の場に対比して、直接の生産的価値を生みだすことはできないが、生活の中での休息の場(RECREATE)を確保することが必要である。そのため農地、山林、河川、公園さらに市街地内の小公園に至るまでをオープンスペースとして位置づけ、農政、建設(河川、公園)等、行政的に分断されているこれらの施設を自治体のレベルで横つなぎにしてゆくことを模索してゆくことが必要である。

(3) **水にふれる** 水にふれることは我々の生活をかならず豊かにする。とりわけ都市圏域内における海への接近性は市民生活を快適なものとし、それがひいては、商業、業務あるいは文化的活動を活気づける。工場やふ頭の帯で閉鎖されている海を、最も効果的位置で分断し、内陸の活発な活動区域を海辺まで押し出し市民が水にふれる機会をふやすことが大切である。

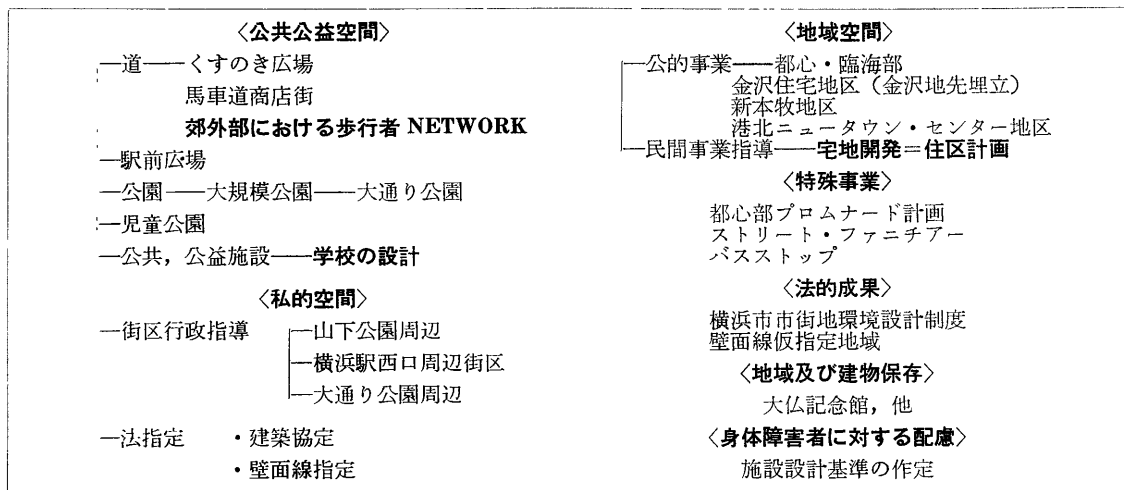
(4) **市民の文化——広場——コミュニケーション** 都市には多くの人が住む。我々が、自分の地域社

会でできる限り他人とふれることは、自分と地域社会との結びつきをつよめ、市民的活動の基盤になりえる。その意味でホール、集会場、公会堂等の屋内施設のみでなく、人の集まる街の節点において、無目的施設ではあるが屋外広場を設けてゆくことも、市民生活を豊かにしてゆく。

(5) **都市の保存** これまで都市生活を豊かにする四つの視点を列挙した。しかしながら終局的に都市の生活を真に豊かにするものは、生活の積み重ねであり、都市の歴史である。その意味で、開発や改変の激しい状況の中で、歴史的建造物や史跡を保存することに腐心することも大切である。

3- —— 横浜市での具体的取組み事例

以上のような視点にたつて、一定のデザイン原則をみつけだし、相互調整をはかって、横浜市内で現在までに取り組まれたもの、あるいはこれから取組まれようとしているもののうちで、主だったものを列挙したのが次表である。この表では、まず都市空間を大きく2分し、地方自治体を含めて公共団体がその建設の任にあたる公共公益空間と、その基盤の上に民間の諸活動が建設する私的空間に分けて整理してある。公共公益空間においては、くすのき広場にみられるように車道より歩道を、または大通り公園計画にみられるように高速道路より、都市の基本軸となる緑の公園軸という具合に、さきに記したアーバンデザインの基本的価値視点にたつて押しすすめられてきたものを含んでいる。また馬車道の歩道拡幅計画、あるいは駅前広場のように、たんにバス、タクシーの機能的スペースを意味するのではなく、人の集まり休息しえる、人の広場としての建設など、同じような視点にたつて、これから取りくまれようとしているものも含まれている。これと同時に、いかに量的整備が急務とはいえ、小中学校の設計の問題に



みるように各地区の要となる、市民の利用点の高い公益施設等は、その地域、地形を生かしてデザインレベルの向上に努めてゆくべきであろう。

私的空間に対する取組みでは、道路、下水等の都市施設が比較的整った区域において、より安定した街区構成を図るため、人優先の道と車（サービス）優先の道の区分、駐車場の位置、アクセス、建物高さ、さらに広場の確保や壁面線の後退などその街区に関する望ましい利用の形態を、あらかじめ考察し、建設されてゆく建物一棟一棟に細かい行政指導を行ってゆくことを主眼としている。行政指導の内容のうち、市民の側で一定のルールとして受け入れられる素地のできたものについては、建築協定や、壁面線指定等の手法によって法にうらうちされた強固なものとしてゆく必要がある。

これらの公共公益空間と私的空間の区分によって考えられるアーバンデザインの取組とは別に、宅地造成や区画整理区域、また再開発地区や埋立区域など、まったく新しく開発される区域においては、公共公益施設や私的建築物も新たに建設されるため、計画の段階で総合的な調整をはかり、質の高い居住空間が成育できるようにしなければならない。横浜市において現在、宅地造成に関する

規則および指導は、「宅地開発指導要綱」にのっとって行なわれ、道路の幅員、最小限敷地、擁壁の技術基準から学校および公園用地の設置義務工事中の土砂搬出入の問題に至るまで多面的に行なっている。しかしながらこれらの内容をさらに進めて、街区のパターン、用途地域との結びつきの問題、歩行者専用道の積極的な採用、公園の位置と形態などの具体的な形態指導に至るまで、その地区、地区に応じて、きめ細かい行政基準を作りあげ、指導してゆくことも、今後取り組まねばならない問題である。

これらの取り組みの他に、公共空間の質的レベルを向上させるために、このたび第一期工事が完了した都心プロムナード計画をはじめ、路上のごみ箱、灰皿、ベンチ、街燈のデザイン、および広告物の規制や、電柱の撤去など、街をなお一層気持ち良く歩けるように工夫してゆかねばならない。

これらの形態に関する取り組みと平行して、市街地形成にかかわる形態的原則については、社会的ルールとして、要綱、条例、もしくは法の形で定着させてゆくことが大切である。このようなルールの一例として、昭和48年に横浜市において制定された、「市街地環境設計制度」は、さきに区分した公共公益空間と私的空間の接点をうめるもの

として、重要な役割を果たしている。これは都市計画法、建築基準法によって規せられている、容積率、高さ制限、斜線制限等を打ち破って建設するエネルギーを有する建築物は、その代償として、敷地内に広場や通り抜け歩道を作って公共空間の増進に貢献するよう義務づけた、一種の公共空間と私的空間の価値交換を可能にする制度である。この制度を適用することによって、建築の内部的事情からのみ建物の形態をきめるのではなく、歩道、広場の確保、建物の方角、高さの調整など、その地区の形態的特質に応じて、最も望ましい形態を制度的裏打ちをもちながら検討することができる。

この他、歴史的建築物の保存や、身体障害者に対する設計配慮としての技術基準の作成など、今後取組まねばならない内容は数限りなくあるといっても過言ではなく、横浜市においては、ようやくその起点にたったばかりである。

4 アーバンデザインの遂行にあたっての問題点

アーバンデザインの遂行にあたって問題になる事は、ほぼ次の三点に要約できる。それは、第2章で論じた、アーバンデザインの遂行にあたっての三つの要件、すなわち①デザイン原則の考察②その市民的合意、および③総合的調整の問題とちよらうららの関係になっている。

まず第一に、アーバンデザインを遂行するにはその対象となる区域のスケール、要求されている機能、および、区域の性格を正確に把握し、もっとも適切と思われる形態を提示しなければならない。これには形態や造形に関する基礎的訓練が必要である。現在の美術教育は、小、中、高と、絵画、彫刻等の鑑賞と、自己表現や自己の心象表現として表現あるいは創作の訓練がなされているが

都市スケールをあつかうにはとうぜん不十分である。都市または建築の形態的訓練をうけるには、現在、我が国においては大学の建築学科がもっとも適している。しかしながら、今日までの行政組織にデザインの視点の伝統がないため、形態的秩序に興味をもつ建築学科の卒業生も民間に流れて行政内部に、その視点を根づかせることができない。アーバンデザインの区域に応じた原則をみつけどしてゆくには、したがって建築事務所等の外部に委託して、その考察を深めることも可能であるが、問題は、その考察結果を教条主義的に他に押しつけるのではなく、ある意味で臨機応変に問題に対処し、ある原則性を守りながらも、個々の事情をみとめてゆく、柔軟性が要求されることである。さらにその検討を依頼された建築事務所等においても、その最終的形態については書きしるすが、それへの建設過程で予測される各種の社会的力学についての認識が不足しているため十分な内容を提示できない。

以上のように、アーバンデザイン遂行にあたっての第一の問題は行政の現場における人の欠如である。しかしながらこの問題についてはさして悲観するにあたらぬ。なぜならもっとも重要なことは、第3章で記した、基本的なアーバンデザインの視点をふまえて問題に対処することによって、自ずとある程度のデザイン原理の解答を引出すことができる。さらに形態的考察を専門としている建築事務所等との協同作業において、行政側においてはその地域に加わる社会的力学を詳細に提示し、建築事務所等の側においても、たんなる形態的よしあしにとらわれることなく、その建設過程の問題に十分留意すれば、これらの協同作業を通して、最も適切な形態的原則を確定しえるからである。

第二の問題は市民的合意の問題である。ここで市民的合意といっても、アーバンデザインの原則

についての詳細、あるいはその専門的知識の問題について、市民的合意がすべて必要であるといっているのではなく、それは管理の問題にたんに表われて来る。アーバンデザインの内容を押し進めることは、公共施設間の調整や公共施設と私的所有施設との間の調整を行い、形態的、空間的に連続したものとして扱い、一般に、これら施設間に設けられている柵等の障害物を取除こうとする。その結果、管理区分が不鮮明になって、これらの施設を管理する当事者に惑いをおこさせる。たとえば、道路と公園の関係、歩道と敷地内広場の関係、河川敷と道路との関係など、一般市民の利用が、これら施設をのびのびと利用、もしくはその良さを享受できるように、その間に設けられる障害物を取り除き、連続した空間として構成することは、アーバンデザインの上で重要な事柄である。その結果公共公益施設を管理する地方自治体の施設ごとの各管理当局者や、その敷地を利用している建主達に、今まで以上の管理負担をおわせる恐れが十分にでてくる。さらにこれと同種の問題として、よく「公園の池の周りに柵がなく危険だ」「河川敷も芝等で保護するより、人が近づけないよう柵を設けるべきだ」等の要求がだされ都市生活の中で水にたわむれて遊ぶ楽しさを失なわせる。

これらの問題は、あらゆる都市の施設をより市民に開放し都市生活を豊かにしてゆくについて、市民がこれら施設をどのようなルールで利用するかにかかっている。池に柵がないため子どもが落ち不幸にして人身事故等に至った場合、その池の管理責任者は告訴され、行政責任を問われる。したがって、アーバンデザインの視点にたち、都市の諸施設をより市民に開放してゆくとき、基本的に市民がその方向に賛意を示しその利用についてのルールに合意してゆかない限り、その発展には一定の限界がある。

アーバンデザインの遂行にあたっての第3の問題は、総合的調整の問題である。都市のあらゆる区域をとりあげても、そこには都市のあらゆる施設が複雑にからみあっている。道路、河、鉄道、電柱、建物、公園等、都市を利用する市民はこれらの各種の施設の形態、色、音、臭いなどを同時に知覚してゆく。これらの施設は、その財源、建設の時期、管理主体等、すべて異なる機関が行っている。都市空間を総合的にとらえなおし一つの形態的、空間的秩序にもちこむには当然、その建設にかかわる各機関の総合的調整をはかってゆかなければならない。この問題は、行政組織の縦割の問題とほぼ同一であり、各地域についてどのように利用してゆくかを明確に規定し、その具体的形態の内容まで明確にすることと同時に、横割的組織を強化し、問題ごとに総合的調整をはかってゆく以外、解決することはできない。

5 今後の問題

以上、アーバンデザインの定義づけ、その原理と基本的視点、さらに横浜市 of 具体的取組み事例とその問題点にふれてきたが、アーバンデザインの内容を真に実現するには、実に長くかかる。

西ドイツ西部にあるケルン市に、有名なケルン大聖堂がある。これはゴシック建築の代表例とされ、1248年に起工し、1580年にその工事をいったん中止し、1826年に再び工事を再開して1880年に完成した。その起工から完成に至るまで実に600年以上をかけている。今年1975年は横浜が開港し街としての歩みを始めてから117年目にあたる。江戸・東京は約370年。京都は平安京から数えて約1180年。アメリカはその独立生誕から今年でちょうど200年。

都市の年齢を思い、そのいのちの長さを信じて日々の努力をつみかさねてゆくことであろう。